

# 青森県報

号外第五十二号

平成二十三年  
五月十九日  
(木曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会

青森県知事選挙の期日	（事務局）	一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	（同）	一
青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	（同）	二
青森県知事選挙に用いる記号式投票の投票用紙の様式等	（同）	二
青森県知事選挙に用いる期日前投票及び不在者投票の投票用紙の様式等	（同）	三
青森県知事選挙に用いる点字投票用紙の様式等	（同）	三
青森県知事選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	（同）	三
青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	（同）	四
青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	四
青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	五
青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時	（同）	五
青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（同）	五
青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所	（同）	五

青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………（同）…六

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、青森県知事の選挙を次のとおり行うので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

選挙期日 平成二十三年六月五日

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十三年五月十八日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、一二五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五九、三七〇人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 七、九〇二人

西津軽郡選挙区 六、三四〇人

南津軽郡選挙区 六、八一七人

北津軽郡選挙区 八、三〇四人

上北郡選挙区 二八、七四七人

三戸郡選挙区 二一、四三四人

青森市選挙区 八三、五三八人

弘前市選挙区 五一、〇三七人

八戸市選挙区 六五、五二〇人

黒石市選挙区 一〇、一六九人

五所川原市選挙区 二〇、五八九人

十和田市選挙区 一八、〇二九人

三沢市選挙区 一一、一五一人

むつ市選挙区 二二、六七六人

つがる市選挙区 一〇、四二五人

平川市選挙区 一一、七三四人

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

川村 能人	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一九	氏名	住 所	選 挙 長	氏名	住 所	選 挙 長 職 務 代 理 者
		一戸 一剛	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井二〇四				

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙に用いる記号式投票の投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

平成二十三年六月執行  
青森県知事選挙投票

注意

一 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の欄をつける欄をつけること。

二 のほかは何も書かないこと。

印

を つ け る 欄	候 補 者 氏 名

二 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。

紙質はBコート紙一一キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

候補者の氏名にはふりがなを付するものとする。

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙に用いる期日前投票及び不在者投票の投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

平成二十三年六月執行  
青森県知事選挙投票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

印

候 補 者 氏 名

二 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。

紙質はBコート紙一一キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における点字投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年五月十九日

一 様式

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

平成二十三年六月執行  
青森県知事選挙投票

点字投票

印

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

ことうほしや しめい  
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙一 キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

船員不在者投票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

ことうほしや しめい  
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙七 キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画の数を次のとおり定めたので告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告示

す。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十三年五月十九日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第六項の規定により、平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたと告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十三年五月十九日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたと、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場所 青森市中央一丁目一番一八号

ラ・プラス青い森三階プリムラ

二 日時 平成二十三年六月七日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

制限額 三三、二九三、六〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたと告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成二十三年五月十九日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地
青森県庁西棟七階B会議室	青森市長島一丁目一番一号

青森県知事選挙選挙長告示第一号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

青森県知事選挙選挙長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十三年六月二日 午後五時十分

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭